

札幌市役所本庁舎11階
オンブズマン事務局 様

お世話になっております。
札幌市オンブズマン条例第14を準用し、苦情申立書を提出させていただきます。
何卒宜しくお願い申し上げます。

〒001-0011
札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：

苦 情 申 立 書

令和 7 年 8 月 1 日

(あて先) 札幌市オンブズマン

ふりがな
氏 名 たかくわひろひと
高桑 広仁

住 所 〒001-0011
札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3
ノースタウンハウス 2 2 2

電話番号 090-2329-8284

年 齢

札幌市オンブズマン条例第 14 条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申 立 て る 苦 情 の 内 容 及 び 理 由	現在、札幌北区役所生活保護 1 課管轄に於いて生活保護受給者である本人に	
	於ける、住宅扶助を含め 令和 7 年 5 月～令和 7 年 7 月現在の毎月の支給額は	
	住宅扶助を含め、総支給額 20,112 円 としているところ、生活保護法第 7 8 条 1 項	
	に基づく月毎の分割徴収金 5,000 円× 2 件 にて計 10,000 円が減額されている	
	案件に付き、本人と知る由のところではあるが、生活保護支給減額に対する苦情	
	とは異なり、生活保護受給申請時に於ける受給者個人の資産調査に関わる同意書	
	に署名捺印をした事による、ケースワーカーによる受給開始後にかかる事細かな	
	入出金調査並びに 1 円単位にまで及ぶ追及の聞き取り調査に関して、実際のところ	
	上記生活保護法第 7 8 条第 1 項に該当する項目について、本人の意図していない	
	失念にかかる入出金案件にまでの細部に渡る受給者資産調査業務に付き、受給申請時に於ける同意書に記載内容の域を超えた介入と受け止めているところであり、当該逐次の個人資産調査にて、実質にその都度調査結果の伝達による不快感を抱かねばならない内容も含めた同意書であるか否かについてのご返答も含め、ここに苦情申立てとして、札幌市オンブズマン条例第 1 4 号規定を準用する。	
苦情の申立ての原因となった事実のあった日		令和 7 年 4 月 1 日
他の制度への 手続きの有無	☐ 有 ☐ 市民相談 ☐ 請願・陳情（議会） ☐ 監査委員 ☐ 直接請求 ☐ 行政不服審査 ☐ 行政事件訴訟 ☐ その他 （苦情等調査結果通知書の内容により、札幌市公文書開示請求（事務手続きに関する保存文書）を検討する	